

<落札候補者各位>

制限付一般競争入札参加資格の確認（事後審査）に伴う 関係書類の提出について

このことにつきまして、入札参加資格の確認（事後審査）を行う際に下記の書類が必要となりますので、提出下さるようお願いいたします。

記

1 提出先

喜多方市役所 総務部 財政課（契約検査班）

2 提出書類

（1）建設業の許可書（又は許可通知書）の写し

（支店・営業所等であれば、支店等での許可の内容がわかるものの写し※）

※建設業許可申請書の別表の写し（建設業法施行規則第2条関係 様式第1号の別表）

（2）配置予定技術者に関する調書（様式第7号の1）

※配置される予定の現場代理人、配置技術者については営業所の専任技術者との兼任等について十分確認してから提出してください。

※様式第7号の1については市ホームページからのダウンロードできます。

（3）現場代理人兼務に関する申請書等

※現場代理人を兼務させようとするときは、市ホームページの「現場代理人の兼任について」を確認の上、必要書類を提出してください。

（4）配置予定技術者の資格証の写し

（5）配置予定技術者の雇用を確認できる書類

※健康保険被保険者証の写し等

※請負金額が4,000万円以上（建築一式工事においては8,000万円以上）の工事の場合は、3か月以上の雇用関係が確認できるもの。

（6）経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し

（7）本市の指定給水装置工事事業者証の写し

（8）納税証明書（喜多方市に納税義務が発生しているものすべて（国保税は除く）の直近1年分）又はその写し

①必要となる税目 法人市民税、市県民税（特別徴収）、市県民税（普通徴収）、
固定資産税、軽自動車税

②必要となる証明年度 令和7年度

※法人市民税については、決算日の都合により今年度分が発生していない場合は、前年度分の証明書を提出してください。

※市県民税（特別徴収）が課税又は課税額に変更がある場合、入札日から遡って1カ月以内に発行されたものを提出してください。

※納税証明書発行に際して、納期限直前に納入された税目がある場合は、お手数ですが領収書を持参のうえ、税務課窓口へ申請してください。

※本社または本店が納税義務者となっている場合で、支社または支店の社員の方が納税証明書を申請する場合は、本社または本店の代表者の委任状が必要となります。詳しくは、税務課へお問い合わせください。

※喜多方市に納税が無い場合は必要ありません。

（9）直近の法人市民税確定申告書の写し（市内の支店、営業所のみ）

3 その他

提出書類に提出日を記入してください（配置予定技術者調書、技術者経歴書等）。

4 提出期限

【予定】令和8年10月9日（金）午前10時まで

**※「喜多方市建設工事の積算疑義申立手続に関する取扱要綱」を適用する工事であるため、
改めてご連絡します。**

※期限までの提出が困難な場合は、下記メールアドレスにデータを送信ください。

なお、押印が必要な書類については、後日、原本の提出をお願いします。

※不明な点は下記までご連絡ください。

喜多方市 総務部 財政課（契約検査班）

TEL：0241-24-5279

FAX：0241-25-7073

MAIL：keiyaku@city.kitakata.fukushima.jp